

市川市中小企業融資制度 融資のしおり（令和3年度版）

令和3年4月現在

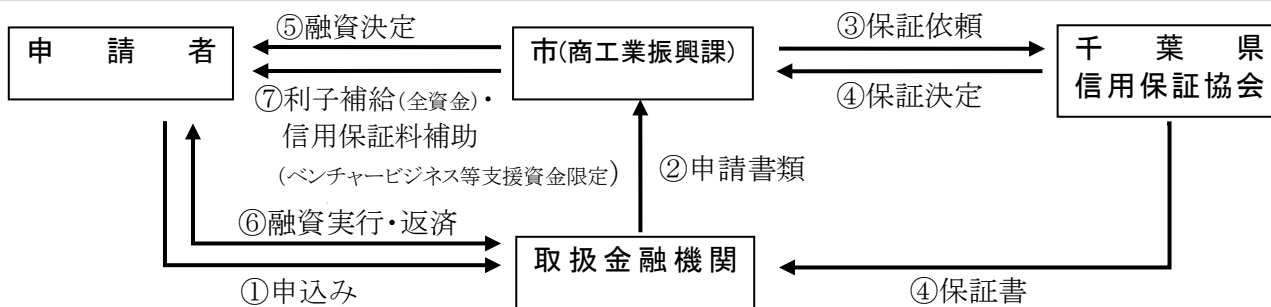
市川市中小企業融資制度は、市内中小企業者の経営基盤の強化と安定化のために必要な事業資金を融資するものです。

1. 利用区分・資金種別(詳細は中面に一覧表あり)

区分		利用できる資金
市内中小企業者 ※市町村民税(特別区民税を含む。)及び法人市民税を完納していること	業歴 1年以上	小規模企業者 (従業員が一定の人数以下)
		小口零細企業保証制度資金
		小規模事業資金
		上記以外
	商店街空き店舗等利用資金	
	環境管理対策資金	
公害防除資金		
市内開業予定者(個人のみ)		独立支援資金
市内開業予定者、又は業歴5年未満の者		ベンチャービジネス等支援資金

※信用保証協会の保証対象外業種(農林漁業・土地売買業(投機目的)・金融業等)は、本制度の対象外です。

2. 申込みから融資までの手続きの流れ



- ①申請者は、取扱金融機関にて融資の申込みをします。
- ②取扱金融機関から市に申請書類が提出されることにより、市は申込みを受け付けます。
- ③市は、申請の要件を確認した後、千葉県信用保証協会に対して申請案件の信用保証を依頼します。
- ④千葉県信用保証協会による審査の後、信用保証の保証承諾の有無について、市と取扱金融機関に回答があります。
- ⑤市は、千葉県信用保証協会の回答(保証承諾)に基づいて、融資決定通知書を申請者に送付します。
- ⑥取扱金融機関は、市の融資決定を受けた申込み案件に対し、融資を実行します。
- ⑦市は、返済状況等の利子補給の要件を確認し、支払利子の一部を利子補給金として交付します(年2回)。
ベンチャービジネス等支援資金に関しては、利子補給に加えて信用保証料を一括で支払われる方に対し、信用保証料補助金を交付します。

〈お問い合わせ先〉市川市 経済部 商工業振興課 (融資担当)

〒272-0021 市川市八幡3丁目3番2-408号 TEL:047-712-8779 FAX:047-712-8781

[申請に必要な書類](※下記以外の書類についても、必要に応じてご提出をいただく場合があります。)

1. 全ての資金種別で必須の書類

(1) 市指定様式		
・中小企業資金融資申請書 ・市民税納付状況の調査に係る承諾書、委任状 ・個人情報の取扱いに関する同意書		
(2) 千葉県信用保証協会所定の様式		
・信用保証委託申込書 ・信用保証依頼書 ・信用保証委託契約書 ・個人情報の取扱いに関する同意書(協会用)		
(3) その他		
・代表者個人の市(県)民税納税証明書(融資申込受付日より、必要書類が異なります。)		
融資申込 受付	令和3年4月～令和3年7月	→令和2年度市(県)民税納税証明書(原本)
	令和3年8月～令和4年2月	→令和2年度・令和3年度市(県)民税納税証明書(原本)
	令和4年3月	→令和3年度市(県)民税納税証明書(原本)
※市内で事業を営む市外居住の個人事業主の場合、地方税法第294条第1項第2号の定めに基づく市町村民税を市川市に納めていることが必要です。		
・法人市民税納税証明書(原本)(直近決算期の分。ベンチャーは、新規中小企業者(法人)で業歴がある場合) ※開業後間もなく法人市民税の課税がない方は、法人市民税納税証明書に代わり法人届出書の写しが必要です。		
・印鑑証明書の写し(個人・法人。法人の場合は、法人分+代表者個人分)		
・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し/会社定款の写し(法人のみ)		
・確定申告書(決算書)の写し(直近決算期を含む2期分。ベンチャーは、業歴がある場合1期分)		
※独立支援資金は、(3)の項目の書類は、代表者個人の市(県)民税納税証明書及び印鑑証明書の写しを除き、必要ありません。		

2. 資金種別によって必要な書類

(1) 独立支援資金・・・資金計画書/事業計画書、勤続退職証明書、資格証明書の写し、職業訓練等修了証明書
(2) ベンチャービジネス等支援資金(創業者)・・・創業・再挑戦計画書【協会様式】、創業者の個人で融資申請額が1,000万円を超える場合は自己資金確認書(預金残高証明書・預金通帳のコピー等で、本人名義の自己資金額を確認できるもの)

3. 申請内容や申請者の業種などに応じて必要な書類

(1) 決算期から6ヶ月以上経過の場合・・・試算表、または月別売上表(ベンチャーは1年未満の業歴がある場合)
(2) 用途が設備資金の場合・・・見積書写し/契約書写し、設備資金検討表【協会様式】(必要に応じて)
(3) 建築確認が必要な建物等の場合・・・建築確認に係る確認済証の写し
(4) 店舗等物件の賃貸者契約を結ぶ場合・・・賃貸借契約書の写し(必要に応じて、店舗所在地の地図等も添付が必要)
(5) 賃借物件の改装工事等を行う場合・・・改装承諾書(賃貸借契約書に特記事項がある場合は不要)
(6) 許認可が必要な業種の場合・・・許認可証の写し (7) 飲食業(スナック、喫茶店等)の場合・・・宣誓書(飲食業)【協会様式】
(8) 建設業(軽微な建設工事のみの請負業者)の場合・・・宣誓書(建設業)【協会様式】、受注明細書【協会様式】
(9) 保証人を付す場合・・・保証人等明細 (10) 担保を付す場合・・・不動産登記簿謄本、担保物件公図及び案内図
(11) 外国人の場合・・・住民票及び在留カード写し(在留資格及び期限、就労制限の有無が確認できることが必要)

[取扱金融機関・店舗一覧](統一金融機関コード順)

【みずほ銀行】 船橋/本八幡/松戸 行徳/市川/西葛西 ※みずほ銀行による融資の 相談・受付は、エンゲージ メントオフィスにて対応 (03-6331-9555)	【千葉銀行】 松戸 364-2101 市川 322-0161 本八幡 322-0181 浦安 351-2141 中山 334-1145 西船橋 047-434-3311 行徳 397-7111 高塚 391-5221 松飛台 386-7111 矢切 365-2181 新浦安 354-2011 南行徳 358-4001 本八幡南 377-8751	【京葉銀行】 中山 335-6101 本八幡 378-2511 北方 336-1181 浦安 351-2101 行徳 356-9111 原木中山 393-1511 市川 324-2121 矢切 362-8011	【朝日信用金庫】 行徳駅前 397-6211 【東京東信用金庫】 市川 373-8411 市川南 323-1535 本八幡 378-3561 南行徳 356-7811 【東栄信用金庫】 浦安 352-1111 【小松川信用金庫】 市川南 378-2711 【第一勧業信用組合】 篠崎 03-3678-6991
【三菱UFJ銀行】 小岩 03-3658-2151 八幡 323-1671 浦安 354-3341 市川八幡 323-2125 市川 322-3531	【千葉興業銀行】 東松戸 710-2211 市川 326-8111 八幡 335-3161 中山 334-1717 原木中山 335-2121 浦安 354-3711	【東京ベイ信用金庫】 本店 326-1111 八幡 334-2511 行徳 357-2111 宮久保 371-3471 矢切 363-7171 大野 338-1111	
【三井住友銀行】 本八幡 333-3371 行徳 396-3111 市川 326-1641 江戸川 03-3677-2221			
【りそな銀行】 船橋 047-423-4701 行徳 357-6161 市川 334-0185			